

# オーヴェルニュ地方における新生マレシヨーセ創設時の隊員採用（1720～1722年）

長崎大学多文化社会学部 正本 忍

## 1 はじめに

1720年3月、フランス王権は、主として王国の田園地帯、幹線道路の治安維持を担っていたマレシヨーセ（*maréchaussée*）——国王の特別裁判所の1つ（プレヴォ裁判所）であり、国王軍に所属する騎馬警察隊でもある——の大改革を断行する。すなわち、既存のマレシヨーセ中隊（*compagnie*）のほとんどを解体し、統一された編制、管轄区、指揮命令系統を持つ新組織へと作り直す<sup>(1)</sup>。

われわれはこの改革について王国北西部オート＝ノルマンディー地方の中隊を対象として研究を進めてきた<sup>(2)</sup>が、いくつかの重要な史料の欠落に遭遇することになった。そこで、史料の不足を補うために、1720年のマレシヨーセ改革前後の史料がより多く残っている王国中央部オーヴェルニュ（*Auvergne*）地方の中隊に注目することにした。すなわち、前稿においては、マレシヨーセ改革を主導した陸軍卿（*secrétaire d'État à la guerre*）ル・ブラン（*Claude Le Blanc*）（在職：1718～23年、1726～28年）が当該地方の地方長官（*intendant*）に送った1719年9月16日付書状、およびこの書状への返答のために準備された2つの文書を分析し、この地方において憲兵班（*brigade*）（以下、班と略記）を設置する都市がどのように決められたかを検討した<sup>(3)</sup>。本稿は、その続編として、1720年の新マレシヨーセ創設時に当該地方で行われた最初の隊員採用にアプローチするものである。

さて、1720年3月のマレシヨーセ改革の重要なポイントは、組織・編制および管轄区の統一と班という形で実施された騎馬警察力の展開である。マレシヨーセの管区は原則として総徴税管区（*généralité*）に統一され、そこには1つの中隊のみが設けられた。1人のプレヴォ・デ・マレシヨ（*prévôt des maréchaux*）（以下、プレヴォと略記）がその中隊を統括する。プレヴォの指揮下には複数の副官（*lieutenant*）がおり、彼らが副官管区の班を監督する。各班は指揮官1名と憲兵4名（本稿では両者をあわせて隊員と呼ぶ）で構成され、管区内に展開した<sup>(4)</sup>。

陸軍卿府が各地方の中隊における班の数、その配置、隊員総数——これらは互

いに連動して変わる——をどのように決めたのかを明らかにする史料は、管見の限り、残っていない。だが、少なくとも手続上、隊員の最終的な人選は、班の数と配置が決まり、隊員総数が確定した後でなければ、行えないだろう。

オーヴェルニュ地方の新生マレシヨーセの班の数、設置都市、そして隊員総数は、前稿で見たように、陸軍卿と地方長官の入念な検討を経て確定した。次に問題になるのは、隊員の徴募である。興味深いことに、当該地方のマレシヨーセ関連文書を所蔵するピュイ＝ドゥ＝ドーム県古文書館 (Archives départementales du Puy-de-Dôme) には、マレシヨーセ改革に際して徴募の途中に作成されたリスト (以下、「リスト」と略記) が残っており<sup>6)</sup>、そこに徴募のプロセスや徴募する側の意図を垣間見ることができる。

以下、本稿ではまず、「リスト」から徴募の手続や徴募の方針を読み取ることにはしたい。次に、「リスト」に挙げられた人物と実際に採用された人物を対照させた上で、当該地方における新生マレシヨーセの隊員採用の実態を、いつ、どのような人物が採用されたかという側面から明らかにする。

## 2 採用のプロセス：徴募途中に作成されたリストの分析

「リスト」ではオーヴェルニュ地方の16都市に17班を設置し (クレルモンのみ2班を設置)、各班が指揮官1名、憲兵 (archer, cavalier) 4名で構成されることになっている。これは、マレシヨーセ改革直後の当該地方の中隊の編制と同じである (表1参照)。したがって、「リスト」は、1719年9月16日付書状に引き続いて陸軍卿と地方長官との間で幾たびか交わされたやりとりを経て、班の設置都市が最終的に決定された後に、作成されたものと考えられる。また、班の編制とその数が決まっているので、この時点で当該地方の中隊の隊員総数も確定している。

正式の文書ではないようで、タイトルや署名はない。作成日付も記されていない。作成者がリオンとサン＝フルールだけにプレヴォ裁判所を置くという陸軍卿の方針に異を唱え、クレルモンのプレヴォ裁判所の裁判役人の名前と肩書を列挙し、リオン、サン＝フルールに加えてクレルモンにもマレシヨーセの法廷を置くことを主張していること、1720年4月9日の「新マレシヨーセに関する」国王宣言の添付資料ではリオンではなくクレルモン、そしてサン＝フルールの2都市にプレヴォ裁判所が置かれると規定されていること<sup>6)</sup>、つまり作成者の意見が部分的に反映されていることを考慮すると、「リスト」は当該地方の地方長官によって、彼と陸軍卿との協議結果が4月9日の国王宣言に反映され得る時期までに、

表 1 徴募途中の採用候補者のリスト（「リスト」）と成員名簿に見る最終的な採用者

「リスト」					成員名簿												
階 級	名 前	軍隊 経験 の有無	旧 Mec. 在籍	騎兵 経験 の有無	兵役 期間 (年)	隊員の氏名	親任状の 日付	出身地			年齢	身長 (pied / pouce)	軍隊 経験 の有無	旧 Mec. 在籍	騎兵 経験 の有無	兵役 期間 (年)	
								a	b	c							
クレルモン第1班					クレルモン第1班												
上級班長	meranges	○		○	32	François Sablon	1720.09.02			○	33	5 p. 6p.	○	10	○	10	
憲兵	laforest	○			11	Philibert Morin	1720.07.30	○			30	5 p. 3p. 1/2	○		○	7	
憲兵	lachepelle		○	○	12	Jean Baptiste Geraudon	1720.07.30		○		42	5 p. 3p.	○			7	
憲兵	villar	○			12	Jean Baptiste Beugnet	1720.07.30			○	36	5 p. 5p.	○			18	
憲兵	georget	○	○	○	12	François Villard	1720.07.30	○			40	5 p. 5p.	○			13	
クレルモン第2班					クレルモン第2班												
班長補佐	lambert	○		○	6	Barthelemy Lambert	1720.07.24			○	36	5 p. 7p.	○			12	
憲兵	clermont	○	○	○	12	Pierre Herlin de Lachapelle	1720.07.30			○	48	5 p. 2p.	○	○	○	30	
憲兵	Beunier	○			10	Hugues Georget	1720.07.30		○		40	5 p. 2p.	○		○	28	
憲兵	baptiste	○			5	Pierre Laforest	1720.07.30	○			47	5 p. 4p.	○	○	○	24	
憲兵	morin	○		○	7	Ligier Ballet dit Clermont	1720.07.30	○			45	5 p. 3p.	○	○	○	21	
リオン班					リオン班												
上級班長	bertrand	一切情報なし				Jean Bertrand	1720.07.24			○	50	5 p. 4p.	○	○	○	30	
憲兵	arabie	○	35	○	35	Amable Roche	1720.07.30	○			28	5 p. 5p. 1/2	○		○	?	
憲兵	gilbert ferrand	○	34	○	35	Gilbert Ferrand	1720.07.30	○			48	5 p. 4p.	○	○	○	28	
憲兵	georges pochebonne	○	12	○	12	Georges Pauchebonne	1720.07.30	○			30	5 p. 4p.	○	○	○	12	
憲兵	amable roche	○	○	○	10	Jean Araby	1720.07.30	○			53	5 p. 4p.	○	○	○	28	
モンテル・ドゥ・ジュラ班					モンテル・ドゥ・ジュラ班												
班長補佐	bellot	○	?	○	21	Gabriel Serré	1720.10.13			○	45	5 p. 5p.	○	○	○	26	
憲兵	serre	○	18	○	26	Gilbert Bouchardon	1720.09.02			○	40	5 p. 3p.	○	○	○	15	
憲兵	moulon	○			14	Jean Mertier	1720.07.30			○	40	5 p. 2p.	○		○	3	
憲兵	olery	○	12	○	12	Jean Mourion	1720.07.30			○	55	5 p. 5p.	○	○	○	30	
憲兵	metier	○	○	○	5	Michel Gausse	1721.10.13			○	33	5 p. 2p.	○				
トーズ班					トーズ班												
班長	vergier ?	○			4	René Amable Jaby	1721.11.06			○	32	5 p. 2p.	○			○	14
憲兵	Lafond	○			15	François Deshorteaux	1720.07.30			○	36	5 p. 4p.	○		○	4	
憲兵	desertraux ?	○			15	Jean Rahon	1721.02.20			○	33	5 p. 4p.	○			○	10
憲兵	darboux	○			3	Antoine Rispal	1721.02.20			○	28	5 p. 1p. 1/2				0	
憲兵						Pierre Boivin	1721.05.02			○	35	5 p. 2p.	○			4	
ベッス班					ベッス班												
班長	jean hugues duplessis	○			20	Jean Baptiste Beaubreuil	1721.01.22			○	35	5 p. 4p.	○			○	111/2
憲兵	darboux dit pagot	○			3	Jean Coughade	1720.07.30			○	37	5 p. 4p.	○			○	?
憲兵	coade	○			4	Jean Ferreol	1721.10.13			○	33	5 p. 4p. 1/2	○			2	
憲兵	coquet	○			10	Gabriel Coquet	1720.07.30										
憲兵	st. Paul	○			7	Paul Le Roy dit St. Paul											
イソワール班					イソワール班												
班長	jalliers	○		○	20	Jean Michel Jallier	1720.07.24				○	42	5 p. 4p.	○		○	20
憲兵	gimel	○	10	○	10	Jean Gimel	1720.07.30	○				45	5 p. 3p.	○	○	○	12
憲兵	melen	○	15	○	15	Pierre Chatanier	1720.07.30			○		33	5 p. 3p.	○	○	○	3
憲兵	chatanier	○	2	○	2	Pierre Breteche	1721.05.02			○		31	5 p. 2p. 1/3	○		○	3
憲兵		○				Jean Foury	1721.10.13			○		35	5 p. 1p.	○		○	9
ブリウドゥ班					ブリウドゥ班												
班長補佐	gourdon	○		○	12	Gabriel Gourdon	1720.07.24			○		36	5 p. 4p.	○		○	10
憲兵	duluc	○	15	○	18	Jean François Duluc	1720.07.30			○		46	5 p. 2p.	○	○	○	25
憲兵	dubaisson	○			5	Charles Pinot	1721.02.23			○		34	5 p. 3p. 1/2	○		○	5
憲兵	varelle	○			15	Guillaume Boyer dit la france	1721.02.20					45	5 p. 5p.	○	○	○	25
憲兵						Robert des Royes	1721.10.13			○		35	5 p. 5p.	○		○	15
ランジャック班					ランジャック班												
上級班長	giden	○	5	○	21	Pierre Gidon	1720.07.24			○		38	5 p. 7p.	○	○	○	21
憲兵	varichon	○			11	Jean Bouget	1720.07.30										
憲兵						Louis Audebert de Latour	1722.01.07					35	5 p. 3p. 2/3	○	○	○	12
憲兵						Jean Pommier	1722.01.07					36	5 p. 1p. 1/2	○		○	4
憲兵						Jacques Berthy Blair	1721.02.20					31	5 p. 6p.	○		○	12

「アンペールに転任」のみの記載。採用時、あるいは採用直後アンペール班に転任し、恐らく当該班には勤務していない。

Podiques場所を特定できず

St. Pardoux: 場所を特定できず

階級	名前	軍隊 経験 の有無	旧 Mec. 在籍	騎兵 経験 の有無	兵役 期間 (年)
アンペール班					
班長	Bousdige ?	○	5	○	5
憲兵	Chassanat	○		○	5
憲兵					
憲兵					
憲兵					
クルビエール班					
上級班長	Sablon	○	9	○	9
憲兵	manstoroux ?	○			3
憲兵	alazert	○	10	○	10
憲兵	Magne	○		○	10
憲兵					
サン＝フルール班					
上級班長	cullerier	○	昔か ら	○	長期
憲兵	crottes	○			3
憲兵	ancher	○	15	○	15
憲兵	jean culerier dit tarrason				
憲兵	pierre pages	○	6	○	6
サン＝マメ班					
班長	La Salle	○	4	○	7
憲兵	La Carriere	○	5	○	5
憲兵	Loranges	○			10
憲兵	broussalle	○	6	○	6
憲兵					
シヨード＝ゼグ班					
上級班長	bernard fousbonne	○			?
憲兵	jean bertrand	○	15	○	15
憲兵	claude vignier	○			13
憲兵					
憲兵					
オーリヤック班					
上級班長	bertrand jules	○	?	○	15年 以上
憲兵	delpeuch	○	9	○	9
憲兵	bastide	○	15	○	33
憲兵	negrier	○	8	○	8
憲兵	Lagarde	○	1	○	1
ミユラ班					
班長補佐	devrilly	○			4.5
憲兵	busche	○	昔か ら	○	長期
憲兵					
憲兵					
憲兵					
モーリアック班					
上級班長	fondfroide	○			長期
憲兵	buc	○	20	○	20
憲兵	debort	○			7
憲兵	jean voyer				
憲兵					

出典：Archives départementales du Puy-de-Dôme, IC 6173より作成。  
注：太字はそのまま採用されたと考えられる者。太字・イタリック体は他の班で採用されたと考えられる者。

隊員の氏名	親任状の 日付	出身地			年齢	身長 (pied / pouce)	軍隊 経験 の有無	旧 Mec. 在籍	騎兵 経験 の有無	兵役 期間 (年)
		a	b	c						
アンペール班										
Jena Hugues Duplessis	1720.09.02	○	○		40	5 p. 3p.	○			20
Jacques Lacoutiere	1720.07.30	○	○		52	5 p. 2p.	○		○	11
Paul Le Roy de St. Paul	1722.01.07				29	5 p. 6p.	○		○	9
Antoine Flouval	1721.02.20	○		既平 等し	5	5 p. 6p.				
Pierre Cornel de La Riviere	1721.02.20	○	○		26	5 p. 3p. 1/2	○		○	2
クルビエール班										
François de Fontaine	1720.09.02	○	○		50	5 p. 3p.	○			34
Antoine Compagnat	1720.07.30	○	○		28	5 p. 3p.				
Pierre Magne	1720.07.30	○	○		38	5 p. 6p.	○	5	○	14
François Boyard	1722.01.07	○	○		26	5 p. 5p.				
Jean Fouchard	1722.01.07	○	○		46	5 p. 4p.	○		○	13
サン＝フルール班										
Jean Culerier	1720.07.24	○	○		60	5 p. 3p.	○	30	○	42
Antoine Crotte	1720.07.30	○	○		32	5 p. 3p.	○		○	4
Jean Culerier dit Barason	1720.07.30	○	○		27	5 p. 2p.	×			0
Jacques Apcher	1720.07.30	○	○		36	5 p. 3p.	○	17	○	17
Pierre Pagès	1720.07.30	○	○		28	5 p. 5p. 2/3ignes	○	10	○	10
サン＝マメ班										
Pierre Lasalle	1720.07.24	○	○		36	5 p. 3p.	○	5	○	5
Pierre Lacariere	1720.07.30	○	○		41	5 p. 3p.	○	2	○	4
Louis Roux dit Lorange	1720.07.30	○	○		39	5 p. 2p.	○			14
Pierre Broussalte	1720.07.30	○	○		36	5 p. 6p.	○	14	○	14
Astory Bonhomme	1721.01.22	○	○		27	5 p. 2p.	○	1	○	1
シヨード＝ゼグ班										
Jean Baptiste Beraud dit foubonne	1720.07.24	○	○		45	5 p. 2p.	○			15
Jean Bertrand	1721.02.20	○	○		50	5 p. 2p.	○	18	○	21
Guillaume Barbe	1721.02.20	○	○		36	5 p. 3p.	○		○	14
Jean Roche	1721.02.20	○	○		34	5 p. 3p.	○		○	10
Jacques Heybrard	1721.02.20	○	○		41	5 p. 4p.	○		○	10
オーリヤック班										
Bertrand Julle	1720.07.24	○	○		49	5 p. 2p.	○	15	○	23
Jean Delpeuch	1720.07.30	○	○		42	5 p. 1p.	○	13	○	13
Michel Negrier	1720.07.30	○	○		34	5 p. 2p.	○	2	○	2
Damien La Garde	1720.07.30	○	○		30	5 p. 2p.	○	2	○	2
Guillaume Bastide	1720.07.30	○	○		48	5 p. 4p.	○	9	○	20
ミユラ班										
François Desvilly	1720.07.24	○	○		30	5 p. 4p.	○		○	4
Pierre Buche	1720.07.24	○	○		48	5 p. 3p.	○	21	○	21
Jean Valiere	1720.07.24	○	○		24	5 p. 3p.				
François Gratioux	1720.09.02	○	○		35	5 p. 3p.	○		○	6
François Bartomeuf	1720.07.24	○	○		25	5 p. 2p.	○			2
モーリアック班										
Jean Fontfreyde	1720.07.24	○	○		27	5 p. 4p. 1/2	○			8
Christophe Bué	1720.07.24	○	○		55	5 p. 3p.	○	25	○	25
Jean Boyer	1720.07.24	○	○		26	5 p. 4p.				
Mathieu Debort dit Chevalier	1720.07.24	○	○		38	5 p. 5p.	○		○	19
Louis Moreaux	1721.02.20	○	○		35	5 p. 2p.	○		○	6

出典：Service historique de la Défense, Y<sup>n</sup> 858, pp. 343-361より作成。  
注：出身地 a：班の駐屯地の出身、b：駐屯地以外のオーヴェルニュ地方の出身、c：オーヴェルニュ以外の地方の出身  
注：太字は「リスト」にも挙げられていると考えられる者。

したがってどう遅くとも1720年の3月までに作成されたということになる<sup>(7)</sup>。逆にいえば、当該地方の新生マレシヨールセの編制は、陸軍卿と地方長官との間でぎりぎりまで調整されたわけである。

隊員に関しては、班の指揮官が階級別に上級班長 (exempt) 8名、班長 (brigadier) 5名、班長補佐 (sous-brigadier) 4名の計17名、そして憲兵52名 (ラッパ兵1名を含む) がリストアップされている。憲兵17名分が空欄である。記載事項は、名前 (ただし、姓だけの記述がほとんど)、軍隊経験 (所属した部隊と期間) で、年齢が書かれている者もごく少数いる。

まず、班の指揮官の階級構成——上級班長8名、班長5名、班長補佐4名——がこの時点で確定していたこと、17名の指揮官全員の名前が挙がっているので、彼らの人事が優先的に検討されたことが確認できる。

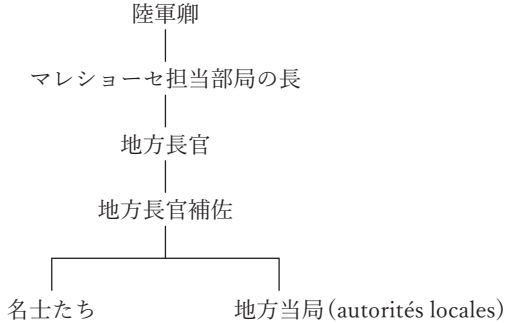
記載されている隊員69名のうち、軍隊経験がないのは憲兵の2名だけである。したがって、最初に元軍人が優先的にリストアップされたと考えられる。オーヴェルニュはスペイン継承戦争 (1701～1713年) の際、およそ9,000名の兵士を供給したというから<sup>(8)</sup>、元兵士からの徴募自体はさほど難しくなかったであろう。しかも、このうち31名は旧マレシヨールセに在職中の者 (23名) あるいはかつて在職した者 (8名) である。改革前、当該地方の旧マレシヨールセには59名の隊員ポストがあった<sup>(9)</sup>ので、その4割弱がそのまま「リスト」に挙げられたことになる。

ところで、新マレシヨールセの隊員の徴募手続については、マレシヨールセ改革後のおよそ10年間 (1720～30年) に時期を絞って全国の中隊を研究したスターギルが、その一端を明らかにしている。彼によれば、新マレシヨールセの成員徴募のプロセスに関する史料はさほど残っていないものの、イル＝エ＝ヴィレーヌ (Ille-et-Vilaine)、ロワール＝アトランティック (Loire-Atlantique)、ノール (Nord)、ピュイ＝ドゥ＝ドームの各県古文書館で、上記の時期において人選と成員の検査に用いられた手続を部分的に明らかにできる史料が見つかったという。

当該時期、軍の一部隊を徴募する際に用いられた通常かつ慣習的な手続は、陸軍卿が回状 (lettre circulaire) を送ることだった。スターギルは新マレシヨールセの隊員徴募も同様だったといい、徴募に関する命令の流れを次頁の組織図のように示している。

スターギルは新マレシヨールセの隊員徴募の回状を見つけられなかったが、彼によれば、これをうけてブルターニュ地方の地方長官は、同地方の19名の地方長官補佐 (subdélégué) 全員に対して、新マレシヨールセの様々なポストに候補者を指名するよう、指示していた<sup>(10)</sup>。

オーヴェルニュやオート＝ノルマンディーにおいてもブルターニュと同様の徴



募手続が採られたのかどうかを検証できる史料は、両地方のマレシヨージェ関連文書のほとんどを所蔵するピュイ＝ドゥ＝ドーム県古文書館、セヌ＝マリティーム県古文書館には残されていない。史料の残存状況が良いブルターニュの事例を一般化するのにも、疑問が残る<sup>(11)</sup>。

ただ、オーヴェルニュの場合も、地方長官が地方長官補佐に隊員の徴募を委ねることは、十分に考えられる。第一に、1715年から1771年までの地方長官10名は全員、この地方の出身者ではなかったこと、第二に、当該地方で地方長官補佐が置かれた都市は固定されておらずおよそ40を数えたが（地方長官補佐自体の数も14～24名で固定されなかった）、班の設置都市にもなるリオン、オーリヤック、サン＝フルール、プリウドゥ、イソワールといった主要都市には地方長官補佐が恒常的に置かれていたこと、第三に、地方長官補佐が国王民兵（milice）<sup>(12)</sup>の徴募のための抽選を実施させていたこと<sup>(13)</sup>。これらを合わせて考えれば、当地の事情に疎い地方長官にとって地元の名士である地方長官補佐<sup>(14)</sup>に頼るのは合理的方策であっただろう。

スターギルは、新マレシヨージェの隊員採用に関して、ブルターニュの19地方長官補佐管区のうち18管区のおよそ84ポストに関して推薦状が残っていて、そのうち、推薦が容れられたのは17～20%のみ、としている<sup>(15)</sup>。オーヴェルニュの場合、「リスト」に挙げられた候補者69名のうち、名前、兵役期間、所属した中隊・連隊、兵科などから判断して、そのまま採用されたと考えられる者は49名(71.0%)（表1参照）。仮に人選が地方長官補佐の推薦によるのだとすれば、彼らの推薦は大いに尊重されたことになる。とはいえ、地方長官補佐の推薦状が残っていない以上、この点についてこれ以上踏み込むのは避けなければならない。ただ、少なくとも、ブルターニュに比べて、当該地方の隊員の徴募はよりスムーズに進んだということはいえるだろう。

### 3 成員名簿の分析

さて、徴募の途中で作成された「リスト」はそれ自体興味深いのが、これはあくまでも採用候補者のリストである。隊員徴募の手續や考え方は、実際に採用された隊員によって、そして彼らと「リスト」に挙げられた人物との比較によって、より明確に知ることができよう（以後、適宜、表1参照）。

採用された隊員は、国王軍の兵籍簿 (contrôle des troupes) として作成されたマレシヨール七の成員名簿によって判明する。ヴァンセンヌの国防省歴史課古文書館 (Service historique de la Défense) が所蔵するこの名簿は、隊員の氏名（時に通称も）、年齢、身長、親任状 (lettres de commission) の日付、マレシヨール七入隊前に所属した部隊、階級、兵役期間、退職の理由、異動先、そして1720年代には出身地、体格や目や髪の色など身体的特徴なども記載している<sup>(16)</sup>。

まず、注目したいのは、隊員の親任状の日付、すなわち隊員の定員がいつ頃充足し、騎馬警察隊が組織として体を為したかという点である（表2参照）。

当該地方の隊員に対する最初の親任状は、1720年7月24日、17名に発給されている。うち11名は班の指揮官で、「リスト」に見られるのと同様、班の指揮官の人事が優先されたことがうかがえる。

7月30日にはさらに憲兵ばかり36名がいききに親任されている。ひと月後の9

表2 オーヴェルニュ地方における新生マレシヨール七の初代隊員に対する親任状の発給日

憲兵班	1720/07/24	1720/07/30	1720/09/02	1720/10/13	1721/01/22	1721/02/20	1721/02/23	1721/05/02	1721/10/13	1721/11/06	1722/01/07
クレルモン第1		4	EXt.								
クレルモン第2	S.-Ber.	4									
リオン	EXt.	4									
モンテル・ドゥ・ジュラ		2	1	S.-Ber. .1							
トーフ		1				2		1		Ber.	
ベッス		3			Ber.				1		
イソワール	Ber.	2						1	1		
ブリウドゥ	S.-Ber.	1				1	1		1		
ランジャック	EXt.	1				1					2
アンペール		1	Ber.			2					1
クルビエール		2	EXt.								2
サン＝フルール	EXt.	4									
サン＝ママ	Ber.	3			1						
ショード＝ゼグ	EXt.					4					
オーリヤック	EXt.	4									
ミュラ	S.-Ber. .3		1								
モーリアック	EXt. .3					1					
総計 (班の指揮官)	17(11)	36(0)	5(3)	2(1)	2(1)	11(0)	1(0)	2(0)	3(0)	1(1)	5(0)

注：Ext. は上級班長、Ber. は班長、S.-Ber. は班長補佐、数字は憲兵を示す。

出典：Service historique de la Défense, Y<sup>n</sup> 858, pp. 343-361より作成。

月2日に班の指揮官3名と憲兵2名が親任され、この時点で班の指揮官は17名中14名(82.3%)、憲兵は68名中44名(64.7%)が採用されたことになる。

班別に見ると、クレルモン第1班、クレルモン第2班、リオン班、サン＝フルール班、オーリヤック班、ミュラ班では9月2日までに5名全員が揃っている。クレルモン、リオン、サン＝フルールでは隊員のほとんどが「リスト」の段階でもピックアップされている。これら3都市はプレヴォ、2名の副官が駐在する都市なので、人選が急がれたと考えられる。オーリヤック班の場合、「リスト」の段階ですでに5名の人選が終わり、彼らがそのまま採用されている。この班では指揮官が旧マレシオーセの下士官だった人物で、他の4名も旧マレシオーセの現役隊員である。しかも5名全員がオーリヤック出身だったので、人選や採用が滞りなく進んだのであろう。

まだ憲兵1名しか採用されていないトーヴ班、上級班長のみが親任されているショード＝ゼグ班を除けば、1720年9月初頭に当該地方の騎馬警察隊はかなりの程度、形を為したといえる。その後、1721年2月20日に徴募が遅れていたトーヴ班に2名、アンペール班に2名、ショード＝ゼグ班に4名など計11名の憲兵が親任され、隊員の採用はほぼ終了することになる<sup>(17)</sup>。

次に、いくつかの観点から、マレシオーセ改革後、最初に採用された隊員の実像を明らかにしたい。17班、班の指揮官17名、憲兵68名で騎馬警察隊が構成され、隊員の定員は85名である。だが、ベッス班の2名は成員名簿に記載はされていても実際には採用されていないようなので、83名が調査の対象である。マレシオーセ改革においては隊員の採用条件は規定されないが、16・17世紀および18世紀後半に設定された採用条件<sup>(18)</sup>、徴募の方法などを考慮して、ここでは年齢、身長、出身地、軍隊経験(騎兵経験の有無、兵役期間)、旧マレシオーセの隊員か否か、という点に注目する。参考までに、オート＝ノルマンディーの最初の隊員(20班で定員は100名)のデータも示すことにしよう<sup>(19)</sup>。以下、特に断らない限り、データは両地方の中隊において改革後、最初に採用された隊員のものである。

#### [年齢]

年齢はアンシアン・レジーム期を通じて隊員の採用条件になることはなかった。つまり、隊員の職に年齢制限はなかったのである。それにもかかわらず、成員名簿には必ずといっていいほど年齢は記されている。

オーヴェルニュ地方の新マレシオーセの初代隊員の年齢層は、24歳から60歳まで幅広い。その分布は20歳代17名(21.0%、うち班の指揮官2名)、30歳代38名(46.9%、同8名)、40歳代21名(25.9%、同6名)、50歳代5名(6.2%、同1



名)で、平均は37.8歳である。班の指揮官は若年層と老年層に少ない。50歳代の5名のうち4名は旧マレシヨールに所属していた者である。

オート＝ノルマンディーの中隊の場合、年齢が判明するのは25歳から60歳までの83名。その内訳は20歳代まで16名(19.3%)、30歳代36名(43.4%)、40歳代24名(28.9%)、50歳代7名(8.4%)で、平均は39.1歳である。改革時の両地方の中隊では年齢構成、平均年齢が似通った隊員が徴募されていたといえるだろう。

### [身長]

隊員の採用条件として5ピエ4プス(約173cm；1ピエ=12プス、1プス=約2.7cm)以上の身長が規定されるのは、1760年4月19日の王令以降のことである。とはいえ、治安維持の最前線に位置するマレシヨール隊員には、常にそれ相応の体格が求められたであろう。

両地方において改革直後に採用された隊員の身長の分布は、表4のようになっている。オーヴェルニュの中隊では身長5ピエ2プス台～5ピエ4プス台の隊員が中心で、平均身長は63.5プス、すなわち約172cmである。5ピエ4プス以上の身長を持つ者は約44%に過ぎない。一方、オート＝ノルマンディーの隊員の平均身長は64.4プス、約174cmである。身長が判明する者59名のうち40名、すなわち約68%がこの規準を満たしている。後者の場合、身長に関する情報がなく、両地方のデータを単純に比較することはできない。ここでは、オーヴェルニュでは改革当初、身長の高さはさほど求められなかったことを指摘するに留めよう。

表4 マレシヨール改革後最初に採用された隊員の身長

身長	地方	オーヴェルニュ	オート＝ノルマンディー
5ピエ1プス(165cm)台		4(4.9%)	3(5.1%)
5ピエ2プス(168cm)台		18(22.0%)	8(13.6%)
5ピエ3プス(171cm)台		24(29.3%)	8(13.6%)
5ピエ4プス(173cm)台		18(22.0%)	12(20.3%)
5ピエ5プス(176cm)台		10(12.2%)	11(18.6%)
5ピエ6プス(179cm)台		6(7.3%)	12(20.3%)
5ピエ7プス(181cm)以上		2(2.4%)	5(8.5%)
計		82	59

出典：Service historique de la Défense, Y<sup>b</sup> 858, pp. 343-361, 461-481より作成。表5も同様。

## [出身地]

マレシオーセ改革時のそれも含め、マレシオーセに関する諸王令は、隊員の出身地に関して何も規定していない。隊員は1720年3月の新マレシオーセの創設時に全国で一斉に採用されたわけではなく、各地の中隊ごとに採用され、その後も欠員が生じるたびにそれぞれの中隊で個別に補充された。つまり、現地採用なので、地元出身者の多さはある程度の想定されている。

スターギルは改革後約10年間の全国30中隊の隊員についてその出身地を調べている。彼によれば、出身地が判明している隊員の27%が所属する班の駐屯地の出身者であり、53%が駐屯地以外のその地方（中隊の管区＝総徴税管区）の出身者であるという<sup>(20)</sup>。

オーヴェルニュ地方の新マレシオーセに最初に採用された隊員の場合、場所の同定が困難な3名と情報が欠落している1名を除いた79名中、班の駐屯地の出身者19名(27.8%)、駐屯地以外のオーヴェルニュ地方の出身者36名(45.6%)、オーヴェルニュ以外の地方の出身者21名(26.6%)である。スターギルのデータと比べると、班の駐屯地の出身者は同程度、駐屯地以外の地元地方の出身者は若干低い。

オート＝ノルマンディーの中隊では、出身地が判明する74名のうち、班の駐屯地の出身者22名(29.7%)、駐屯地以外の当該地方の出身者44名(59.5%)、オート＝ノルマンディー以外の地方の出身者8名(10.8%)である。班の駐屯地の出身者は同程度だが、それを含めたこの地方の出身者となると、およそ9割になる。オーヴェルニュの中隊では、オート＝ノルマンディーの中隊に比べ、地元地方の出身者がかなり低めである。

班別に見ると、サン＝フルール班とオーリヤック班は、上級班長を含め5名全員がこの都市の出身者という点で際立っている。リオン班も上級班長を除く憲兵4名が駐屯地の出身である。他方、ショード＝ゼグ班の5名は全員、同地ではなくサン＝フルールの出身である。前の3都市はオーヴェルニュの主要都市であり、ショード＝ゼグは小都市である<sup>(21)</sup>。出身地を都市別に見ると、クレルモン12名、サン＝フルール11名、リオン7名、オーリヤック6名などとなっている。したがって、主要都市の班では市内にも人材を求められたが、小都市では市内だけでは徴募できなかったと考えられる。

また、8つの班にはその駐屯地の出身者がいない。つまり、これらの班では、管轄区内の地理や住民について知識がない隊員たちが巡回を行っていた可能性がある。隊員の在地性の功罪は様々に考えられるが<sup>(22)</sup>、とりわけオーヴェルニュのように広大で地形が複雑な地方では、地元出身者の不在は少なくとも管轄区内の

パトロールや犯罪者の搜索の面で支障を来したであろう。

### 〔軍隊経験〕

王権が新マレシヨール七の隊員に対して、「可能な限り」という控えめな表現で国王軍での兵役経験を求めるのは、前出の1760年の王令でのことである。しかし、脱走兵や武装した密輸業者たちと対峙する隊員には、実質的に16世紀以降、元軍人であることが求められていた。

オーヴェルニュの初代隊員において、元軍人は74名で、軍隊経験のない者は3名にすぎない（表5参照）。その他、塩税局（gabelle）の元職員5名、情報のない者が1名なので、軍隊経験のある者は9割強に達する。班の指揮官は17名全員が元軍人であり、軍隊経験は実質的に人選の際の最も重要な条件となっていたと考えられる。塩税局は塩の密輸業者や塩税逃れ、違法塩の摘発を行っていたので、元軍人の適格者の採用が難しい場合には次善の人材として彼らが求められたのであろう<sup>(23)</sup>。

軍隊を経ずにマレシヨール七に採用された3名のうち、サン＝フルール班の憲兵ジャン・キュルリエ（通称バラスコン）についてはその理由が記されている。彼は「リスト」の時点ですでにピックアップされていて、ここでは「軍隊経験はないが、マレシヨール七に45年間勤務した父親の職（charge）を持っている。好人物と思われる」とされている。成員名簿には「軍隊経験なし。旧マレシヨール七に50年間勤務した彼の父親の職を得た」と書かれている。マレシヨール七改革で隊員の職は官職（売官職）（office）から親任官職（commission）へと変更されたので、これはいわゆる官職の世襲ではない。しかし、父親の長年の功労を考慮した、いわば恩恵としての採用が、世襲のような形を取ったのである<sup>(24)</sup>。興味深いのは同じサン＝フルール班の上級班長も同姓同名のジャン・キュルリエだということである。こちらは60歳なので、45年か50年勤務したという先のジャン・キュルリエの父親とは考えにくいだが、両者が親類であった可能性はある。そうだとすれば、27歳のジャン・キュルリエの採用に上級班長の口添えも想定できるだろう。

隊員に採用される前に勤めた兵役の期間に関しては、表5のようなデータが得られた。オート＝ノルマンディーの隊員の半数について兵役期間の情報が欠落しており、両地方のデータを単純に比較するわけにはいかないだろう。それでも、オーヴェルニュの隊員に兵役期間が20年を越える者が多いのは目を引く。このことは、隊員が旧マレシヨール七を含む国王軍で過ごした期間の平均年数にも反映されていて、オーヴェルニュの新マレシヨール七は元ベテラン兵士を多く採用したといえる。

表5 マレシヨーセ改革後最初に採用された隊員の軍隊経験

軍隊経験		地方	オーヴェルニュ	オート＝ノルマンディー
軍隊経験なし			3	2
兵役期間	4年未満		9 (12.5%)	5 (12.2%)
	4年以上8年未満		12 (16.7%)	11 (26.8%)
	8年以上12年未満		11 (15.3%)	9 (22.0%)
	12年以上16年未満		16 (22.2%)	5 (12.2%)
	16年以上20年未満		3 (4.2%)	4 (9.8%)
	20年以上		21 (29.2%)	7 (17.1%)
	期間不明		2	2
軍隊以外にのみ勤務			5	5
情報欠如			1	50
計			83	100
平均の兵役期間 (年)			13.9	10.2

騎馬警察であるマレシヨーセ隊員には、兵科としてはやはり、騎兵経験者が多く採用されている。オーヴェルニュの場合、旧マレシヨーセの隊員だった者を含め、62名(75.6%)が騎兵経験者である<sup>(25)</sup>。このうち班の指揮官は12名(うち7名は旧マレシヨーセの隊員)であり、その比率(70.6%)から考えれば、班指揮官に関しては、騎兵経験は絶対的条件ではなかった。むしろ重要視されたのは、軍隊経験年数の方で、17名中15名(88.2%)までが8年以上、国王軍に勤務している。

オーヴェルニュの元軍人の隊員74名のうち、34名(45.9%。隊員全体でも41.5%)は旧マレシヨーセに所属していた。スターギルは、ル・ブランが組織の再編と成員の入れ替えによるマレシヨーセの改革を望んでいたと指摘する。彼によれば、ブルターニュ地方の新マレシヨーセの場合、116のポストの中で旧マレシヨーセの成員でポストを得たのは43名(37.1%)のみだったという<sup>(26)</sup>。オーヴェルニュ、ブルターニュの中隊と比べると、オート＝ノルマンディーの中隊は、新マレシヨーセの創設に際して、旧マレシヨーセの隊員を採用しなかった。定員100名に対して旧マレシヨーセの在籍者は14名に留まり、旧マレシヨーセの定員が150名だったことを考慮すれば、オート＝ノルマンディーの新たな騎馬警察隊は成員面で大いに刷新されたことになる<sup>(27)</sup>。スターギルの指摘に当てはまるのはオート＝ノルマンディーの方であり、前の2地方については、むしろ新旧隊員の連続性

の方が指摘されると思われる。

#### 4 結びに代えて

以上のように、マレシヨール七改革後にオーヴェルニュ地方で最初に行われた隊員の採用人事においては、班の指揮官の人選を優先していたこと、元軍人を中心に人選を進めていたこと、身長の高さは採用条件としてさほど求められていなかったこと、旧マレシヨール七の現役隊員・旧隊員を含めて騎兵経験者が多く採用されていたことなどが判明した。他の中隊との比較ができないので、本稿で得られたデータをどのように評価するかは難しい。ここではとりあえず、当該地方で行われた新マレシヨール七の最初の隊員人事の実態を一部明らかにできたことに満足せねばならない。

新マレシヨール七の最初の人事に関しては、スターギルのそれを除くと、先行研究においても必ずしも注目されているわけではない。しかしながら、マレシヨール七改革によって隊員職が親任官職として設定され、国王役人の新たな形態となったこと——王権が隊員の任免権を握るという意味で、また、隊員が基本的に王権から俸給を得て生活しているという意味で——、及び、王権が多数の成員の採用に関わる最初の事例だと考えられる<sup>(28)</sup>ことを考慮すれば、新マレシヨール七の最初の隊員人事は、国制史あるいは行政史のテーマとして、より注目されてしかるべきと思われる。今後のデータの蓄積が望まれるのである。

#### 注

- (1) 拙稿「1720年のマレシヨール七改革——フランス絶対王政の統治構造との関連から」（『史学雑誌』第110編第2号、2001年、1～36頁）。
- (2) 最近の研究として以下を挙げておく。拙稿「近世フランスにおける騎馬警察隊員の退職（1720～1750年）——成員管理・組織運営の観点から」（『西洋史学論集』第52巻、2015年、1～19頁）、同「近世フランスにおける国王役人の人事管理——騎馬警察隊員の転任（配置転換）」（『多文化社会研究』第1号、2015年、103～124頁）。
- (3) 拙稿「オーヴェルニュ地方のマレシヨール七改革——騎馬警察網の展開を中心に」（『七隈史学』第19号、2017年、99～109頁）。
- (4) 前掲拙稿「1720年のマレシヨール七改革」、13頁。
- (5) Archives départementales du Puy-de-Dôme, 1C 6173. 史料が多く残っていることに因るのであろうが、オーヴェルニュ地方のマレシヨール七に関しては、すでに以下の研究がある。Martin (Daniel), “La maréchaussée d’Auvergne face aux autorités administratives et judiciaires au XVIII<sup>e</sup> siècle (1720-1780)”, *Cahiers d’histoire*, 1973, t. 18, n° 4, pp. 337-352 ; id., “La

maréchaussée au XVIII<sup>e</sup> siècle : les hommes et l'institution en Auvergne”, *Annales historiques de la Révolution française*, 1980, a. 50, n° 239, pp. 91-117 ; Sturgill (Claude C.), *L'organisation et l'administration de la maréchaussée et de la justice prévôtale dans la France des Bourbons, 1720-1730*, Vincennes, 1981, pp. 52-53 ; Cameron (Iain A.), *Crime and Repression in the Auvergne and the Guyenne 1720-1790*, Cambridge, 1981. ただし、「リスト」については先行諸研究では言及されておらず、マレシヨールセの成員名簿を用いた分析の方法に関しては一部スターギルのそれと重なるところはあるものの、本稿で得られたデータは上記の先行研究には見られないものである。

- (6) 拙稿「史料紹介 1720年のマレシヨールセ改革に関連する2つの国王宣言：『マレシヨールセの新しい中隊に関する規則を記した』国王宣言（1720年3月28日）、『新マレシヨールセに関する』国王宣言（1720年4月9日）」（『総合環境研究』第11巻第2号、2009年）、74頁。
- (7) スターギルによれば、ブルターニュ地方では地方長官から新生マレシヨールセの隊員徴募の指示を受けた同地方レンヌの地方長官補佐が1720年3月21日に回答しているという。Sturgill, *op. cit.*, p. 55. 「リスト」も同じ頃に作成された可能性はある。
- (8) Manry (André-Georges) (sous la direction de), *Histoire de l'Auvergne*, Toulouse, 1974, p. 303.
- (9) “Observations generales et Raisons des changemens que l'on estime devoir être faits au projet envoyé de la part de M. Le Blanc sur le nouvel Etablissement de Mareschaussée”, Archives départementales du Puy-de-Dôme, 1C 6173.
- (10) 以上、スターギルが示した新マレシヨールセの隊員徴募に関しては Sturgill, *op. cit.*, pp. 51-55. なお、アンシアン・レジーム期の兵士の徴募方法については、佐々木真「ヨーロッパ最強陸軍の光と影——フランス絶対王政期の国家・軍隊・戦争」（阪口修平・丸島宏太編『近代ヨーロッパの探求⑫ 軍隊』ミネルヴァ書房、2009年所収）、20～21頁も参照。
- (11) スターギルが参照したのは地方長官側の文書である。彼は陸軍卿が発した回状を見ていない。回状のほか、陸軍卿が各地の地方長官に個別に指示をしていたか、あるいはどこまで踏み込んだ指示をしていたか、という点を明らかにできる陸軍卿側の史料について、先行諸研究は言及しておらず、われわれの現在までの史料調査でも見つかっていない。
- (12) 国王民兵については、佐々木真「フランス絶対王政期における国王民兵制」（『史学雑誌』第98編第6号、1989年、63～85頁）参照。
- (13) 以上、当該地方の地方長官、地方長官補佐に関する情報は Manry, *op. cit.*, pp. 307-308による。
- (14) Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, p. 511.
- (15) Sturgill, *op. cit.*, p. 56.
- (16) 拙稿「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨールセ隊員——年齢、身長、軍隊経験」（『西洋史学論集』第47号、2009年）、2～3頁。以下、オーヴェルニュの新マレシヨールセの初代隊員に関するデータは Service historique de la Défense, Y<sup>b</sup> 858, pp. 343-361による。
- (17) 将校とブレヴォ裁判役人も合わせて見た、当該地方の新マレシヨールセ成員の就任・採用時期は表3の通りで、ノルマンディー地方の3中隊と比較すると（拙稿「近世フランスにおけ

る地方警察の創設——オート＝ノルマンディー地方のマレシヨールセ（1720～1722年）」（『法制史研究』第57号、2008年、163頁）、書記官の採用が極端に遅いのが当該地方の中隊の特徴である。また、将校・裁判役人の官職叙任状・親任状の日付は隊員の親任状の日付と全く重ならないことを指摘しておこう。彼らと隊員が採用においても全く別に考えられていたということの証左であろう。

表3 オーヴェルニュ地方の新マレシヨールセの成員の就任・採用時期

年・月 職名	1720												1721						計
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6～					
プレヴォ	1															1			
副官	2															2			
陪席裁判官		1		1												2			
国王検事		1			1											2			
書記官															2	2			
班指揮官				11		3	1			1					1	17			
騎兵				42		2	1			1	12				2	8	68		

出典：Service historique de la Défense, Y<sup>o</sup> 858, pp. 343-361より作成。

- (18) 拙稿「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨールセ隊員の採用（1720～1750年）」（『総合環境研究』第12巻第1号、2010年）、42～43頁。マレシヨールセ改革以後、隊員に関して具体的な採用条件がつけられるのは1760年4月19日の<sup>ネルドナンス</sup>王令以降のことで、①品行の良さ、②5ピエ4プラス（約173cm）以上の身長、③読み書き能力、④「可能な限り」国王軍での兵役経験が条件として課された（第1編第8条）。
- (19) 以下、オート＝ノルマンディーの隊員に関するデータはService historique de la Defense, Y<sup>o</sup> 858, pp. 461-481および拙稿“Liste des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750)”（『総合環境研究』、第6巻第2号、2004年）、88～131頁による。また、年齢、身長、軍隊経験に関する記述に関しては、前掲拙稿「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨールセ隊員」参照。
- (20) Sturgill, *op. cit.*, pp. 66-67. 拙稿「地域住民とマレシヨールセ隊員——王権の手先？あるいは民衆の保護者？」（阪口修平編『歴史と軍隊——軍事史の新しい地平』創元社、2010年）、63～66頁。
- (21) *Mémoire sur l'état de la généralité de Riom en 1697*, pp. 41-44, 52-53.
- (22) 隊員の在地性の功罪については、前掲拙稿「地域住民とマレシヨールセ隊員」、67～70頁参照。
- (23) 塩税局の元職員5名のうち3名は「塩税局に○年在籍した」とだけ記載され、残る2名は「3年間、塩税局の監視人を務めた（*a servy 3 ans garde des gabelles*）」、「4年間、塩税局で監視人だった（*a esté 4 ans garde dans les gabelles*）」と記されている。上述のように、軍隊経験者を優先的に徴募しようとしていたので、この3名も塩税局の監視人であったと考えられる。

- ⑭ 世襲の形を取る採用例は、オート＝ノルマンディーの中隊でも見られた。前掲拙稿「オート＝ノルマンディー地方のマレシオーセ隊員の採用」、49頁。
- ⑮ オート＝ノルマンディーの場合、元軍人の隊員43名中30名(69.8%)が騎兵(旧マレシオーセ隊員を含む)であった。
- ⑯ Sturgill, *op. cit.*, p. 56.
- ⑰ 前掲拙稿「近世フランスにおける地方警察の創設」、166頁。
- ⑱ 売官制の下では、官職保有者の就任に対する王権の関与は低くならざるを得ない。

【付記】本稿は、平成28～30（2016～18）年度科学研究費補助金「絶対王政期フランスの官僚制再考：マレシオーセに見る売官制廃止の挑戦」（基盤研究(C)、研究代表者：正本忍）の研究成果の一部である。